

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課)	2
○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施 (")	3
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
○土地改良区の定款変更の認可 (")	3
○高知県土地利用基本計画の変更 (用地対策課)	4
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	4
高知県労働委員会告示	
○あっせん員候補者の氏名等	4
落札公告	
○落札者等の公告 (教育委員会事務局教育政策課)	5
○ " (教育委員会事務局新図書館整備課)	5

規 則

高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第42号

高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記第16号様式及び別記第17号様式中

「 生年月日 年 月 日 」

を
「 生年月日 年 月 日 性別 男・女 」

に、
「 記入上の注意事項
1 文字は、楷書で、明瞭に記入してください。
2 太線内は、記入しないでください。 」

を
「 (5) 個人情報の取扱いについて
申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です（同意の諾否について、いずれか該当するものの番号を○で囲んでください。）。

個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意	1 同意する	2 同意しない
------------------------------	--------	---------

記入上の注意事項
1 文字は、楷書で、明瞭に記入してください。
2 太線内は、記入しないでください。

に改める。

別記第19号様式中

「 _____ 」

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

を

生年月日	年	月	日	性別	男・女
------	---	---	---	----	-----

に、

<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員	所属市町村名	
----------------------------------	--------	--

を

<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員	所属市町村名	
----------------------------------	--------	--

(9) 個人情報の取扱いについて

申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です（同意の諾否について、いずれか該当するものの番号を○で囲んでください。）。

個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意	1 同意する	2 同意しない
------------------------------	--------	---------

に改める。

別記第20号様式中

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

を

生年月日	年	月	日	性別	男・女
------	---	---	---	----	-----

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第351号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成29年4月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成29年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 作業期間
平成29年4月20日から平成30年3月31日まで
- 作業地域
高知市、室戸市、安芸市、南国市、須崎市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村及び芸西村、高岡郡中土佐町、津野町及び四万十町並びに幡多郡黒潮町

高知県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年4月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 庄田伊野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村宮ノ谷字抽ノ川927番1から	前	5.6	458
		15.1	
高岡郡日高村宮ノ谷字抽ノ川298番1まで	後	5.6	458
		32.7	

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試

験」という。)を次のとおり実施する。
 平成29年4月21日
 高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
平成29年8月5日 午前10時から	四万十市立中央公民館	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
平成29年8月6日 午前10時から	〃	わな猟免許
平成29年9月1日 午前10時から	高知県立大学（池キャンパス）	〃
平成29年9月2日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
平成29年9月10日 午前10時から	田野町ふれあいセンター	わな猟免許
平成29年11月11日 午前10時から	高知県立大学（池キャンパス）	わな猟免許及び網猟免許
平成29年11月12日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験の実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

4 狩猟免許申請書の配布場所

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成29年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所

実施市町	日時	場所
本山町	平成29年7月4日 午後1時から	本山町プラチナセンター
黒潮町	平成29年7月7日 午後1時から	ふるさと総合センター
田野町	平成29年7月13日 午後1時から	田野町ふれあいセンター
高知市	平成29年7月18日 午後1時から	高知県立ふくし交流プラザ
須崎市	平成29年7月21日 午後1時から	須崎市立市民文化会館
四万十市	平成29年7月29日 午後1時から	四万十市立中央公民館
香南市	平成29年8月17日 午後1時から	香南市夜須中央公民館
いの町	平成29年8月20日 午後1時から	すこやかセンター伊野
四万十町	平成29年8月31日 午後1時から	コンベンションホールきらら大正
高知市	平成29年9月12日 午後1時から	高知市春野文化ホールピアステージ

2 狩猟免許更新申請手数料

2,900円（高知県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）

3 狩猟免許更新申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に、それぞれの適性検査及び講習を実施する日の10日前までに到着するように提出す

ること。

4 狩猟免許更新申請書の配布場所

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四万十市利岡土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所

(退任)

理事	林 清	四万十市利岡 201番地
〃	竹内 裕	〃 〃 376番地
〃	地曳 平	〃 〃 715番地
〃	和田 孝明	〃 〃 754番地
〃	細井 鈴	〃 〃 986番地
〃	下岡 熊彦	〃 〃 1046番地
〃	渡邊 蒔子	〃 〃 1067番地
監事	畠 俊一	〃 〃 364番地
〃	下西 良和	〃 〃 738番地
〃	渡邊 準	〃 〃 1211番地

(就任)

理事	林 哲雄	四万十市利岡 201番地
〃	竹内 裕	〃 〃 376番地
〃	地曳 克介	〃 〃 715番地
〃	尾崎 真記	〃 〃 766番地
〃	細井 和雄	〃 〃 986番地
〃	下岡 熊彦	〃 〃 1046番地
〃	渡邊 蒔子	〃 〃 1067番地
監事	下西 良和	〃 〃 738番地
〃	渡邊 準	〃 〃 1211番地
〃	山岡 英雄	〃 〃 1137番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知県高須長場江左右エ門丸土地改良区の定款の変更を平成28年7月19日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の

取消しの訴えを提起することができる。

平成29年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による高知県土地利用基本計画を平成29年3月27日に変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定に基づきその要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係図書は、高知県土木部用地対策課並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県土地利用基本計画図に係る変更の要旨
森林地域 高知市、安芸市及び四万十町において変更した。

監 査 公 表

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月21日

高知県監査委員
28高行管第365号
平成29年3月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成29年2月20日付け28高監報第14号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり通知します。

記

第1 総括において措置を求められたもの

1 財務会計事務

(1) 指摘事項

指摘事項及び注意事項の多くは、管理職員等をはじめとして職員間で必要なチェックが不足していたこと、財務会計事務についての基本的な理解が不足していたこと、執行管理が不十分で事務処理に遅れが生じていたこと等によるものと認められる。

ついては、昨年度と比較して注意事項の件数が増加していることに留意し、職員の財務会計に関する事務処理能力

の向上に一層取り組むとともに、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の更なる強化を図り、引き続き適正な執行に努められたい。

(2) 措置状況

改善に向けて、引き続き会計検査や日頃の支出審査、会計専門員による巡回指導等を通じて、チェック機能の強化や職員の知識の向上を図ります。

また、会計事務の基礎研修や実務研修、財務会計システム操作研修については、研修回数を増やし、総務担当職員のみならず、新規採用職員や契約事務等の実務に携わる職員にも広く参加を呼び掛けるとともに、各所属での誤り事例を踏まえた内容とするなどして研修の充実を図ります。

あわせて、契約事務や支出事務等で、契約書等の不備や支出額の誤り等の指摘が依然として見られることから、「契約事務のチェックシート」や「収入・支出事務のチェックシート」などの支援ツールを管理職員等の研修をはじめ各種研修で積極的に活用することなどにより、職員の事務処理能力の一層の向上、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の更なる強化を図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

第2 指摘とされた機関

1 中村高等技術学校

(1) 指摘事項

平成27年度の本館浄化槽補修（防水）工事において、受注者が負担すると定めていた水道の使用料を徴収していなかった。

(2) 原因又は理由

所属において、施工業者から水道料等の負担を求める工事の契約事務を執行した経験がなかったことから、仕様書に記載した施工条件を失念したこと、さらに出納員等のチェックが十分でなかったことに原因があると考えます。

(3) 措置状況

指摘を受けて、会計専門員と協議し、「過年度収入」として収入調定を行い、施工業者から水道使用料1,451円を徴収しました。

今後は、出納員等が契約内容等のチェックを十分に行い徴収漏れが発生しないようにします。併せて、経験の少ない工事等の契約事務を執行する際は、会計専門員と協議しながら適正な事務処理に努めてまいります。

2 中央西土木事務所

(1) 指摘事項

平成27年11月16日に越知事務所に納品されたコピー用紙の代金について、納品書及び請求書を紛失し、平成28年5月に債権者から連絡があるまで未払に気付かず、平成28年度予算で同年6月に支払っていた。

(2) 原因又は理由

コピー用紙の購入については、単価契約を取り交わした後は総務課の担当者が発注を一人で行っていました。

今回の支払遅延の原因としては、総務担当者が発注内容を支払確認票に記載することを失念したこと、会計事務処理に不慣れた技術職員が越知事務所でコピー用紙を受領した際、納品書及び請求書を確認して総務担当者に確実に送付する注意を怠り紛失したことの2つがあります。

(3) 措置状況

これまでは総務担当者が電話で発注していたため、今回のように発注時に支払確認票への記載が抜かれれば相手方の請求漏れがあっても確認することができませんでした。そこで、発注管理簿を作成して複数の職員で確認し、ファックスにより送信した発注書を保管する事務処理に改めました。

また、越知事務所分については別途に発注していましたが、中央西土木事務所で一括発注及び検認を行った後、越知事務所へ運搬することとしました。

3 名古屋事務所

(1) 指摘事項

平成28年7月29日に支払うべき非常勤職員報酬を8月2日に支払っていた。

(2) 原因又は理由

月例処理案件をリスト化して、チェックリストとして担当者が確認していましたが、項目のみであり、事務処理完了確認までのチェックリストとしては、不十分なものでした。また、月例処理案件の作業状況の確認を担当者のみで行っていました。

そのため、本来報酬を支払うべきであった7月29日の時点では、担当者が支払いについて失念してしまい、8月2日に支払うこととなったものです。

(3) 措置状況

月例処理案件のリストを見直して、案件ごとに処理時期及び支払日を明示し、事務処理完了までに必要な工程を明確にしました。

また、担当者のみで行っていた確認作業を、担当者とチームの複数とし、各工程の入力者、チェック者を明示し、役割分担を明確にしました。

そのチェックリストに基づき事務処理を行うとともに、処理した際にその者及びその内容を確認した者がチェック（○印を記載）し、作業に抜かりがないよう確認し合うこととしました。

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成29年4月21日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
藤原 潤子	特定社会保険労務士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成14年3月18日
柴田眞由美	高知県労働委員会委員（公益委員）	平成24年3月19日
川村 文平	高知県労働委員会事務局長	平成28年4月7日
戸田 浩	高知県労働委員会事務局次長	平成28年4月7日
小松 正延	高知県労働委員会事務局審査調整員	平成26年4月3日
武政 澄夫	U Aゼンセン高知県支部運営評議会議長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成14年3月18日
池澤 研吉	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成26年7月3日

小野川公作	情報産業労働組合連合会高知県協議会議長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成28年3月18日
筒井 敬二	高知県労働組合連合会副執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成28年3月18日
岡林 ゆり	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成28年3月18日
森 由枝	有限会社森総合労務センター代表取締役 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成16年3月18日
加藤 稔	株式会社ソフテック代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成24年3月19日
川村 直哉	高知県経営者協会専務理事 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成26年3月18日
西山 彰一	宇治電化学工業株式会社代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成26年3月18日
小笠原光豊	陽和産業株式会社代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成28年3月18日

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及

び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年4月21日

高知県教育長 田村 壯児

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県立学校情報セキュリティ強化対策運用委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
422,820,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

~~~~~  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年4月21日

高知県教育長 田村 壯児

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
新図書館情報システムネットワーク機器整備等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県教育委員会事務局新図書館整備課 高知市本町四丁目1番35号 高知県自治会館4階
- 3 落札者を決定した日  
平成29年3月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額  
70,740,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成29年1月20日